

# 令和8年度 生産調整実施要領

令和8年度生産調整の計画策定に当たって、留意点・助成作物等を参考に計画を策定願います。

## 【留意点】

- 裏面の細目書記入例を一読のうえ、正確に記入してください。
- 作物の作付け変更が生じた場合は、別紙用紙にて連絡願います。
- 産地交付金の単価や体系は、となみ野地域水田農業推進協議会の定期総会後にお知らせします。
- 助成金を受け取るには、作付圃場地図・寸法図(5月)、現地確認(6月)並びに、出荷・販売を証明する伝票等の写し(10月)と栽培管理日誌(10月)の提出が必要になります。
- 麦、大豆、飼料作物、そば、加工用米、飼料用米、米粉用米等は、播種前契約書が必要です。

## 【助成作物&認定作物】

- 麦、大豆、飼料作物
- そば
- 特産振興作物（以下の作物で、出荷組織の構成員として作付けしている事）
  - ・井波「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、梅、林檎、リンドウ」
  - ・福野「球根、里芋、白葱、ニラ、玉葱、菊、小松菜、スイートコーン、林檎、リンドウ」
  - ・利賀「そば、ハウレンソウ、ミョウガ、白爵カボチャ、赤カブ、玉葱」
- その他の出荷販売作物（＝特産振興作物以外のお荷作物）
- (一般米と区別し)加工用米として出荷する米
- 新規需要米、新市場開拓用米

## 【認定作物等】

- 地力増進作物、自家菜園、永年性作物、景観作物
- 調整水田
- 自己保全管理
- かい廃、補償田、被災田など
- (一般米と区別し)備蓄米として出荷する米

## 【認定されない場合がある作物等】

- 調整水田で1ヶ所が1a(100㎡)未満、額縁型、複数型は認定されません。  
左図は、悪い例です。
- 9月末までに、「は種」又は「定植」が終了していない作物は認定されません。

詳しくは、以下にお問い合わせ下さい。

となみ野地域水田農業推進協議会 TEL:22-4720 FAX:22-4728

E-mail: inatofu@p1.coralnet.or.jp

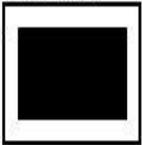
HP: <https://www.tonamino-suidenkyo.com/>

【裏面の細目書記入例を一読して下さい。】

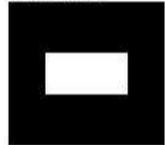
**調整水田(部分)  
記入上の注意!**

※認められない調整水田の例 ▶▶  
※水稲は畦畔に接した状態で作付けしてください。

×額縁型



×額縁型



×複数型



**X** 1ヶ所1a未満  
額縁・複数型  
辺の長さの合計が  
畦畔の長さの合計以上

※1ヶ所が1aに満たない場合は転作カウントになりません。

1a とは 100㎡です。 (例 : 10m × 10m = 100㎡ = 1a)